

広域運用センター電話システム更改等の実施について

広域運用センター電話システムについては、第7回理事会（2015年4月28日開催）において導入が議決され、2016年2月より運用を開始した。

本システムの運用保守業務は、導入当初の契約期間（2016年2月1日～2021年1月31日）の満了後も契約を更新しながら継続してきたが、2027年4月以降は部品確保や開発・リソースの維持が困難となり、現行ベンダーによる保守サポートが終了する。このため、以下のとおりシステムの構築・除却工事および運用保守業務委託の入札を実施する。

1. 調達

(1) 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）

(2) スケジュール（予定）

2025年12月10日（水）		公告（本理事会後速やかに実施）
2025年12月19日（金）		入札説明会
2025年12月24日（水）	17時迄	入札に関する問合せ締切
2026年1月7日（水）		問合せに対する回答公表
2026年1月21日（水）	15時必着	入札締切
2026年1月22日（木）	迄	落札者決定

(3) 入札説明書

入札説明書は、別紙 入札説明書一式のとおり。なお、公告時に本機関ウェブサイト上で開示する。

2. 落札者の決定および契約の締結

開札の実施及び落札者の決定については、総務部長が実施することとする。なお、落札者との構築・除却工事に係る契約締結については、別途理事会の審議を経るものとし、運用保守業務委託に係る契約締結については、事務局権限表に基づき所定の手続きを行うものとする。

以上

【添付資料】

別紙 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札仕様書、適合証明書、質問票、機密保持に関する誓約書）

広域運用センター電話システムに係る
構築・除却工事および運用保守業務委託

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の「広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託」に係る入札公告（2025年12月10日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 調達方式 一般競争入札（最低価格落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2. 競争参加資格

- (1) 令和07・08・09年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「C」以上の等級に格付けされていること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止をうけていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会勢力（注2）でない者であること。

（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。

（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

（8）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。

（9）本調達と同等以上の規模を有し、かつ同種のシステムの導入及び運用実績があること。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会（Web開催）を実施する。入札を希望する者は、必ず参加すること。

（不参加の場合は入札できないものとする。）なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

（1）日時：2025年12月19日（金）10時30分～（30分程度）

（2）参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

（3）参加申込方法：

入札説明会へ参加を希望する事業者は、2025年12月17日（水）12時までに、次の内容をメールで「電力広域的運営推進機関契約担当」（メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp）宛に申入れること。

・事業者名および連絡先

・「機密保持に関する誓約書」の提出（注3）

（注3）別紙1「広域運用センター電話システム構築に係る詳細仕様書」および別紙2「広域運用センター電話システム除却工事に係る詳細仕様書」の添付資料（別紙1-1、1-2、1-3、1-4、2-1）については、入札説明会後に交付を行う予定であり、「機密保持に関する誓約書」の提出を以て、情報を開示する。なお、添付資料を第三者に開示したい場合には、事前に当機関の承諾を要することを必須とする。入札参加者は第三者開示の承諾確認時において、当機関に対し①第三者の企業情報、②入札参加者との関係性、③開示利用目的を報告すること。

4. 入札書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

（1）提出期限

2026年1月21日（水）15時必着で、以下の書類を郵送または持参すること。

（2）提出書類

・入札書・・・別途封入すること

- ・契約書（案）
- ・適合証明書
- ・仕様対照表（要求仕様を満たしていることを示す資料）
- ・全省庁統一資格資格審査結果通知書（写）

(3) 提出先

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関総務部会計室

広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託

入札係

5. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。

6. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑦その他入札に関する条件に違反した入札

7. 落札者の決定

本機関が設定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式※とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※入札総額での最低価格とする。

8. 落札結果の通知

2026年1月22日（木）までに、入札者に対して落札結果を通知する。

9. 見積条件

- ・支出計画書を作成すること。
- ・見積総額及び内訳について可能な限り詳細に明記すること。
- ・見積金額には、本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。
- ・別料金が発生するものについては条件等明記のこと。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除

11. 契約書作成の要否

要

12. 契約書の記載内容

契約書は仕様書に定める構築・除却工事および運用保守業務委託の内容全てを含むこととする。
なお、構築・除却工事及び運用保守業務委託にてそれぞれ別の契約書とする。

13. 支払条件

契約代金は、契約書記載の条件により、請求書受領日の翌月末までに支払うものとする。

14. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、契約書(案)、技術審査のプレゼンテーション等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明した時は、本機関は落札決定を取り消すことができる。

16. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、2025年12月24日(水)17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2026年

1月7日（水）までに本機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、本機関と協議のうえ決定することとする

【問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせ先

- ・ 電力広域的運営推進機関総務部会計室（契約担当）
- ・ メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

以上

(様 式)

令和 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

印

入 札 書

入札金額 ￥ _____

※消費税及び地方消費税を含まない金額

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および
運用保守業務委託

貴機関「入札説明書」の内容を承知の上、入札いたします。

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額 (円)	積算内訳
1. 構築費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器費 ・ 工事費 ・ 設定調整費 ・ 運搬費 ・ プロジェクト管理費 	000,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器費 ○〇〇・・・z,zzz,zzz ○〇〇・・・z,zzz,zzz ○〇〇・・・z,zzz,zzz <p>(注1：調達対象機器の一覧を記載すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費・・・z,zzz,zzz ・ 設定調整費・・・z,zzz,zzz ・ 運搬費・・・z,zzz,zzz ・ プロジェクト管理費・・・z,zzz,zzz
2. 除却費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 搬出、産廃費 	000,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ○〇〇・・・z,zzz,zzz ・ 搬出、産廃費・・・z,zzz,zzz
3. 運用保守費用 (年額)		000,000,000	
4. 運用保守費用 (5年分)		000,000,000	3. 運用保守費用(年額)×5年
5. 小計		000,000,000	1. 構築費用+2. 除却費用+4. 運用保守費用(5年分) (注2：入札金額と一致)
6. 消費税及び地方消費税		000,000,000	
7. 合計		000,000,000	5. 小計+6. 消費税及び地方消費税

広域運用センター電話システム
に係る構築・除却工事および運用保守業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

目次

1.調達案件の概要に関する事項	1
(1) 調達件名.....	1
(2) 調達の背景.....	1
(3) 目的及び期待する効果.....	1
(4) 用語の定義.....	1
(5) 契約案件・契約期間	2
2.業務の実施内容に関する事項	2
(1) 業務の内容.....	2
3.作業の実施体制・方法に関する事項	3
(1) 作業実施体制	3
(2) 管理体制.....	3
4.情報の取り扱いに関する事項	3
5.再委託に関する事項	4
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	4
(2) 承認手続.....	4
6.その他特記事項	4
(1) 前提条件及び制約条件.....	4
7.添付資料	5

1. 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託

(2) 調達の背景

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）においては、電気事業法第28条の40第1項第1号（電気の需給の状況の監視）、第28条の40第1項第2号（需給の状況が悪化した場合等における会員への指示）に基づき、一般送配電事業者中央給電指令所他と音声通話による、迅速かつ効率的な指示・連絡を行うため、広域機関発足時当初である2016年2月より専用電話システムとして広域運用センター電話システム（以下「本システム」）を導入している。現在利用中のシステム（以下「旧システム」）について、2026年度中に製造ベンダーによる保守サポートの期限が到来することから、老朽化した機器の交換を行う必要がある。

(3) 目的及び期待する効果

2027年3月末までに本システムの更新を実施し、更新後も現行と同様に本システムが安定して稼働することで、需給状況が悪化した場合などにおいても、会員への迅速かつ効率的な指示・連絡を可能とする。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
メインサーバ拠点	システムが通常に稼働する東京都にあるデータセンター
メイン運用拠点	平時に本システムを利用して、会員への迅速かつ効率的な指示・連絡を実施する東京都にある事務所
バックアップサーバ拠点	システムが災害等の大規模障害時にメインサイトから引き継いで稼働する大阪府にあるデータセンター
バックアップ運用拠点	災害による被災でメイン運用拠点での執務が困難となった場合に備え、必要に応じて移動して業務を遂行する大阪府にある事務所
OAシステム	本機関のインターネット接続を唯一保有し、役職員にメール、ファイル共有等のOA環境を提供するシステム メイン拠点とバックアップ拠点の2拠点に設置している
OAシステム用ネットワーク	メイン拠点とバックアップ拠点を接続するためのネットワーク

(5) 契約案件・契約期間

契約は以下の2つの業務毎に個別に契約を締結することとする。また、運用保守業務については、年度ごとに契約を更新するものとする。

① 構築・除却工事

契約締結日から2027年6月25日まで。

なお、構築および除却工事の検収および支払いは、それぞれ別時期に実施するものとする。

<検収時期>

・構築 : 2027年3月31日

・除却工事 : 2027年6月25日

② 運用保守業務委託

2027年4月1日から2032年3月31日まで（但し、契約は1年ごとの更新とする）

2.業務の実施内容に関する事項

(1) 業務の内容

A. 構築

業務の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙1「広域運用センター電話システム構築に係る詳細仕様書」を参照のこと。

① プロジェクト計画／管理

本作業の実施にあたり、目的、実施体制、役割、作業内容と作業方法、作業スケジュール、進捗管理、リスク管理、情報セキュリティ管理、課題管理、品質管理、人的資源管理、コミュニケーション管理等を明確にしたプロジェクト計画書を作成すること。

② 要件確認

本機関における要件について、受託者との認識のずれや齟齬がないことを確認すること。

③ 設計

確認した要件に基づき、基本設計、運用設計、試験設計、移行設計を行うこと。

④ 構築

設計に基づき、システムを構築すること。

⑤ 切替

旧システムから本調達にて構築したシステムへの切替を実施すること。

⑥ 試験

試験設計に基づき、システムの試験を実施すること。

⑦ 運用保守

システム切替後から運用保守の開始日である2027年4月1日までの期間について、暫定的に運用保守業務を実施すること。

B. 除却工事

業務の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙2「広域運用センター電話システム除却工事に係る詳細仕様書」を参照のこと。

① 機器撤去

本調達にて構築されたシステムへの切替完了後、旧システムで使用していた機器一式を撤去すること。

② 産業廃棄物の処理

本業務にて排出される機器一式の産業廃棄物処理を実施すること。

C. 運用保守業務委託

ハードウェアおよびソフトウェアに不具合が発生した際は、当該不具合に関する問い合わせ対応および故障箇所の修理を実施すること。また、不具合時以外にも動作仕様や技術的な照会に関しての問い合わせ対応や使用機器・ソフトウェアに関しての保守情報通知を実施すること。なお、詳細は別紙3「広域運用センター電話システム運用保守業務に係る詳細仕様書」を参照のこと。

3.作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

本プロジェクト実施に当たり、作業実施体制図について事前に提出すること。

(2) 管理体制

- ・委託事業の実施に当たり、本機関の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- ・再委託先に求める要件については、「5. 再委託に関する事項」に記載する。
- ・本委託業務の契約に先立ち、以下の①～④の事項を記載した文書を予め本機関に提出すること。
 - ① 委託先が、外部委託の対象業務（以下「委託業務」という。）を実施するにあたって実施する情報セキュリティ対策の内容並びに委託業務及びその従事者の管理体制
 - ② 委託業務の実施に当たり、本機関の意図しない変更が、委託先、再委託先又はその他の者によって加えられないための管理体制
 - ③ 委託先の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報（委託業務従事者に関する情報は個人単位（名指し）である必要はない）
 - ④ 委託業務の遂行時に情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処方法（連絡方法、連絡手段、対処手順、対処体制、責任分界等）

4.情報の取り扱いに関する事項

- ① 本業務における機密情報とは当機関が開示するすべての情報とする。

- ② 当機関から開示された機密情報は本業務の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
- ③ 当機関から開示された機密情報を本業務のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
- ④ 当機関から開示された機密情報を第三者に開示または漏えいしないものとする。
- ⑤ 本業務の実施に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる場合には、当機関の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。
- ⑥ 上記⑤により、機密情報を開示する第三者に対し本業務に関する契約と同様の内容を負わせるものとする。
- ⑦ 本業務の完了後は機密情報を破棄したうえで、破棄したことを通知すること。
- ⑧ 本業務の実施に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に本業務委託に関する契約の内容を遵守させるものとする。
- ⑨ 上記⑤で定める第三者が本業務委託の契約のいずれかの事項に違反した場合、または漏えい等の事故により当機関に損害を与えた場合、当機関が被った損害の賠償をするものとする。

5.再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は本仕様書に示す業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することは不可とする。
- ② 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な処置を実施すること。
- ③ 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受託者が負うこと。

(2) 承認手続

本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託、又は再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われるする場合には、あらかじめ「別紙4 再委託承認申請書」に必要事項を記載の上、事前に本機関へ本機関に提出し、承認を受けること。

6.その他特記事項

(1) 前提条件及び制約条件

- ・本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、本機関と追加負担を含め協議の上、これを行うこと。
- ・本件受託後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を

明記した書面をもって、本機関に申し入れを行うこと。

- ・受託者は、業務の遂行に当たり、本機関の作業負荷等を十分考慮すること。
- ・受託者のプロジェクトマネージャーは、業務の円滑な運営を図るため、本機関との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ・本機関から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合直ちに本機関に報告し、本機関の指示に従って措置を講ずること。
- ・受託者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。
- ・受託者が行う提案や報告及び相談等は全て書面を持って実施し、内容については、本機関の承認を得ること。
- ・本仕様書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、本機関と協議の上、決定すること。

7.添付資料

別紙1「広域運用センター電話システム構築に係る詳細仕様書」

別紙2「広域運用センター電話システム除却工事に係る詳細仕様書」

別紙3「広域運用センター電話システム運用保守業務委託に係る詳細仕様書」

別紙4「再委託承認申請書」

以上

別紙 1

広域運用センター電話システム
構築に係る詳細仕様書

電力広域的運営推進機関

1.一般事項

1.1 納入および受渡条件

受渡場所、受渡条件、および検収日は以下の通りとする。

項目	条件・指定事項	備考
受渡場所	<ul style="list-style-type: none"> ・メインサーバ拠点（東京都） ・メイン運用拠点（東京都） ・バックアップサーバ拠点（大阪府） ・バックアップ運用拠点（大阪府） 	
受渡条件	据付試験調整完了後	
検収日	2027年3月31日	

1.2 品名および数量

納入物品および数量は以下の通りとする。

品名	メイン拠点		バックアップ拠点		備考
	サーバ	運用	サーバ	運用	
電話制御装置本体	1 式				制御部二重化
			1 式※		制御部一重化
外線用トランク	1 式		1 式		NTT 回線他発着信用
対向電話（共電式）トランク	1 式		1 式		一般送配電事業者連絡 用
加入電話（内線延長）トランク	1 式		1 式		
操作卓制御装置		1 式			
操作卓型電話端末		7 台			<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネル内蔵 ・操作卓型電話端末と接続するスイッチは冗長構成とし、端末は4台・3台の2グループに分けて、それぞれ別系統のスイッチに接続することで冗長性を確保すること
IP 多機能電話機		7 台		6 台	
IP 電話機				20 台	
FAX		1 台		1 台	<ul style="list-style-type: none"> ・G3-FAX ・bizhub1842f 相当品 メイン：フロアタイプ バックアップ：デスクトップ ・障害時、別系統のスイッチに接続変更可能であること
PHS 用アンテナ	1 台				メインサーバ拠点内で

PHS 端末	3 台				の電話連絡用
NW 用スイッチ		1 式		1 式	各拠点間接続用
保守用端末	1 台		1 台		
19 インチラック	1 式		1 式※		

※設置についての分担は添付資料 1_1「広域運用センター電話システム構成(例)」の【バックアップサーバ拠点の工事における前提条件】を参照

1.3 設計及び製作

受注者は、機器の製作にあたり、製作図面を提出すること。

1.4 梱包輸送

製品の出荷に際しては、損傷の無いように厳重に梱包するものとし、当社指定場所への荷降ろし完了までの製品の輸送及び損傷は全て受注者において責任を負うものとする。

1.5 受入検査

受注者は、発注者の指定する受渡場所に製品を搬入し、納入品の数量明細、外観構造上の破損の有無などについての検査に合格しなければならない。

1.6 引取試験

1.5 項に定める受入検査のほか、受注者の提出すべき書類等を納期までに提出し、記載内容などの試験に合格しなければならない。

1.7 適用規格等

(1)特に指定のない項目は、JIS(日本工業規格)、J E C(電気規格調査会標準規格)、JEITA(電子情報技術産業協会規格)、有線電気通信法、電気通信事業法の端末設備等規則、TTC、ARIB、IECなどを基本とする。

(2)適用規格が改定された場合は、原則として改定後の規格による。

1.8 搬入・据付調整工事

主な内容は以下の通りとするが、詳細については別途協議の上決定するものとする。

(1)搬入

本仕様書で調達する物品を発注者の指定する場所に搬入すること。

(2)据付工事

本仕様書で調達する物品を発注者の指定する場所に設置すること。

なお、設置にあたり架台が必要な場合は作成すること。フリーアクセスの加工が必要な場合は実施すること。

建物及び設備等を損傷しないよう受注者の責任で養生を行う。建物等に損傷を与えた場合は速やかに報告を行うとともに、受注者の責任において弁償又は損害賠償、原状回復を行う。

(3)配線工事

調達機器に関わる信号線・電源線・接地線他の配線、端末処理を行うこと。

(4)設定

本工事に必要なデータ登録等の設定作業を行うこと

(5)試験調整

調達機器の動作確認試験（警報試験も含む）を行うこと。

(6)切替工事

現行システムからの切替を行うこと。切替にあたっては、複数の電話回線のうち、すべての回線が同時に停止することがないように配慮して切替を実施すること。切替に必要な中継端子等は受託者にて用意すること。

(7)運用保守

システム切替後から運用保守の開始日である 2027 年 4 月 1 日までの期間について、暫定的に運用保守業務を実施すること。当該期間における業務内容は、別紙 3「広域運用センター電話システム運用保守業務に係る詳細仕様書」に定める内容に準ずることとする。

(8)工事材料工具及び測定器

本工事に必要な材料、工具及び調整試験に必要な測定器は受注者負担とする。

(9)工事残材

業務等が終了した後、設置調整等を行うことにより発生する発注者調達品（付属品を含む）以外の受注者もち残材料や梱包材等は全て受注者が片づけ、持ち帰ること。

1.9 受注者の提出すべき書類

受注者が提出する書類は以下の通りとし、紙（1部）および電子データの両方にて提出すること。

提出書類	提出期限	備考
製作図面	受注後 2 ヶ月以内	
打合せ議事録	打合せの都度 1 週間以内	
着手届	現場着手の 2 週間前	
工事試験成績書	工場試験終了後 2 週間以内	
完成図書	検収日	写真付き
現地試験成績書	検収日	
取扱説明書	検収日	
その他必要と認めるもの	協議の上決定	協議の上決定

※提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部情報システム室

1.10 保証事項及び保証期間

本仕様書に記載した保証期間は、検収後 1 年間とする。

この期間内に発生した障害あるいは不具合に対して、受注者は、発注者の承認した方法により、無償かつ速やかに改良・修正を加えるものとする。なお、当該改修部品については、改修終了時点から起算して、さらに1年間の保証を行うものとする。

障害あるいは不具合が上記保証期間後に発生した場合であっても、その原因が受注者で行う設計・製作・試験過程において当然配慮すべき事項を怠ったことに起因すると認められる場合は、上記に準じた処置をとることとする。

1.1.1 環境への配慮

装置の製造にあたっては、環境汚染物質（有害化学物質、重金属、オゾン層破壊物質等）の使用量を極力削減する等、環境へ十分に配慮すること。

2.技術仕様事項

2.1 総則

2.1.1 システム要件

- (1)メインサーバ拠点の制御装置が何らかの原因で使用不可能になった場合でも、バックアップサーバ拠点に設置の制御装置によりメイン拠点の電話卓もしくは IP 多機能電話機が継続使用できること。
- (2)メイン拠点の電話卓が何らかの原因で使用不可能になった場合でも、メイン拠点での業務が継続可能なこと。
- (3)メイン拠点被災時に、バックアップ拠点で業務が継続可能なこと。

2.1.2 電話回線種別

本装置は以下の回線を収容できるものとする。

- (1)対搬送（電力用）回線
- (2)一般電話回線

2.2 構成および機能

本装置は、以下に述べる各号を満足する機能を有するものとする。なお、機能にあたって、本仕様書に記載の無い事項であっても、発注者が要求するシステムとして必要な機能である場合は、本仕様書の範疇とし、その機能を具備するものとする。

2.2.1 制御装置本体部

(1)回線交換部

時分割スイッチで、設定情報に基づき 1CH (64kb/s) 単位のハンドリングを行う。その交換方式は次の通りとする。

- ・制御方式：蓄積プログラム制御方式
- ・通話路方式：時分割 PCM 方式
- ・線運用方式：分散中継台方式、ダイヤルイン方式、ダイレクトインライン方式

(2)操作部

装置、回線に関する各種設定、状態表示、試験回線構成等は原則として、外部に接続した保守コンソールにより行う。

(3)クロック部

クロック部から発生するクロックを本装置内部に供給する。

(4)警報処理部

各種警報の処理を行い、警報表示及び警報出力する。

(5)電源部 (1次電源)

各部に必要な電源を供給すると共に、本装置に供給される交流入力電源の入力断の検出を行う。

(6)インタフェース部

局内の端末装置への各種インタフェースを有し、内線間のプロトコル変換および相互通話、伝送路への接続等の各種接続制御や転送などの付加サービスを提供する。

a. 伝送路インタフェース

伝送装置への接続は、次の各部により行うものとする。

種別	仕様
一般電話中継回線	伝送装置に 64kbps(0.3~3.4kHz)/1回線で接続する。4W+SS/SR で接続する 4線式、2W で接続する 2線式がある。

※将来的に回線の IP 化が進むことを想定し、IP ゲートウェイ装置等の追加により音声の packets 伝送 (VoIP : 例 : SIP/RTP) による接続方式への移行対応が図れること。

b. 局内インタフェース

局内の端末装置への接続は、次の各部により行うものとする。

種別	仕様
操作卓電話	専用の IP インタフェースで端末と接続する。

c. 局線

以下の通信事業者回線に接続できること。

種別	仕様
一般局線	ダイヤルパルス方式及びプッシュボタン方式の局線に接続できること。
ISDN 局線	通信事業者の提供する ISDN 方式の局線に接続できること。
IP 電話	通信事業者の提供する IP 方式の電話に接続できること。

d. 回線実装数

種別	メイン拠点	バックアップ 拠点	備考
外線用トランク	4 回線 (8 c h) 予備 2 回線	3 回線 (6 c h) 予備 2 回線	・ ISDN 局線 (※IP 電話へ切替可能なこと)

対向電話（共電）トランク	36回線 予備10回線	20回線 予備5回線	・2Wアナログインターフェイスで接続 ・局線トランク相当（発信はループ回路/着信は16Hz検出）
加入電話（内線延長）回路	36回線 予備10回線	20回線 予備5回線	・2Wアナログインターフェイスで接続 ・内線回路（極性反転に対応できること）相当

※FAX通信は加入電話回路を介して行い、外線用トランク、対向電話（共電式）トランクでは使用しない

2.2.2 端末部

(1)操作卓型電話端末

表示装置のタッチパネル画面を押下することにより、給電電話連絡回線を構成、通話できるものであり、電話卓制御装置及び表示装置で構成される電話端末。

a. 操作卓制御装置

表示装置の制御及びCPU音声出力装置からの音声の回線交換を行う装置であり、交換機本体部及び表示装置とのインタフェースを有する

b. 表示装置

液晶タッチパネル方式の表示装置であり、画面上に表示されている給電連絡箇所等の表示場所を押下することにより、給電電話連絡回線の構成等を行う。なお、スピーカは音量調節可能なこと。

c. 送受話器

無線及び有線の送受話器（ヘッドセットタイプ）とする。

2.3 構造及び使用条件

(1)制御装置本体

a. 形状寸法

自立形構造（筐体：鉄製キャビネット）または、19インチラックに収容可能なこと。
なお、1キャビネットの寸法は、下記の通りとする。

高さ：2300mm以下

幅：800mm以下

奥行：1100mm以下

b. 環境条件

①性能保証環境条件

温度：5～35℃

湿度：40～65%

②動作保証環境条件

温度：0～40℃

湿度：35～80%

c. 電源条件

電源電圧：AC100V±10%（50/60Hz）

d. 外線引き込み

電源線、接地線及び外部接続線は架下より引き込むこととする。

2.4 交換接続サービス機能

2.4.1 接続機

(1)接続回線

- ・一般電話回線
- ・対搬送電話機回線

(2)交換接続機能

操作卓型電話端末からの操作により以下の交換接続ができること。

項目	説明
内線相互接続	内線相互間で自動接続できること
局線発着信接続	内線－局線間、中継線－局線間で、自動接続できること。また、着信応答接続ができること

2.4.2 内線交換サービス

(1)広域電話機能

操作卓型電話端末に以下の機能を実装可能とし、各項目の採用要否は協議の上決定する。

項目	説明
ワンタッチ発信・ 応答	操作卓に表示されている給電連絡箇所等へは、操作卓タッチパネルによりワンタッチで発信出来るものとする。また、着信時も操作卓タッチパネルによりワンタッチで応答することが出来るものとする。
全呼着信	給電連絡箇所からの給電電話は操作卓が全て話中であっても着信すること。
全操作卓着信	着信は全ての操作卓へ、着信表示を行うこと。
通話箇所表示	呼び出し時及び通話中の発呼先の給電連絡箇所を各操作卓へ表示すること。
コールバックト ランスファ	内線が局線、中継線及び自局内線からの発着呼と通話中に、該当呼を他の内線および中継線へ転送できること。
スピーカ受話	送受話器を持ち上げずに、スピーカにより相手の声を聞くことができること。
保留	着信通話中の呼を端末の操作により一旦保留し、後に再応答すること

	ができること。また、保留中は相手側には保留音が流れることを可能とする。
簡易転送	予め定められたグループ内において、通話中の呼（局線、内線、中継線）をボタン操作により保留し、他の内線で保留中の呼に応答ができること。

2.4.3 局線サービス機能

(1)局線接続サービス

操作卓型電話端末に以下の機能を実装可能とし、各項目の採用要否は協議の上決定する。

項目	説明
ダイヤルイン	局線着信時、局側から送られてくる内線番号により、局線中継台を経由せずに該当内線と着信局線間を接続できること。
発信者番号通知	IP 局線、ISDN 局線および一般局線（指定時のみ）において通信事業者の提供する発信者番号通知サービスを利用できること。
局線の非常時切替機能	交換機が電源断により停止した場合、予め定めたアナログ電話端末と局線又はアナログ中継回線とが、自動的に直結状態に切り替わり、該当電話機と局線又はアナログ中継回線の発着信を可能とする。また、外部に設置した非常切替箱による 1 回線単位での手動による切替も可能とする。

2.4.4 操作卓機能

操作卓型電話端末に以下の機能を実装可能とし、各項目の採用要否は協議の上決定する。

項目		機能概要
電話機能	回線状態表示	回線からの着信や他通話卓での使用状況をボタンの色と点滅で表示すること。
	発信	回線ボタンやテンキーを使用し、発信操作が行えること。
	発信履歴	テンキーダイヤルは発信履歴から再発信することができること。
	着信表示	回線ボタンに登録済の電話番号から着信があった場合は、通話先と電話番号を表示できること。※通話先表示は回線ボタンが着信表示となることでも可。 また、回線ボタンの登録が無い電話番号からの着信は、電話番号のみ表示すること。
	着信応答	着信中ボタンを押下すると応答することができること。
	保留	通話を保留することができ、保留呼を他の通話卓で応答することもできること。
	転送・割込み通話	通話中の呼を他の通話卓や回線に転送することができること。

		と。もしくは、他通話卓の通話に割り込むことができること。
	会議通話	自通話卓と複数の回線で会議通話ができること。
一 斉 連 絡	一斉連絡	グループに登録された相手先を一斉に呼び出して通話できること、また任意の通話先を選択して一斉に呼び出して通話できること。
	待機トークン送付	一斉指令起動後、応答した回線に待機トークンを送付できること。 ※応答が検出できる回線に限る
	応答状況確認	一斉呼出し時、応答した回線は色を変えて表示できること。 ※応答が検出できる回線に限る
	無応答回線呼出し停止	一斉呼出しに応答しない回線は、自動もしくは手動にて呼出しを停止できること。
通 話 録 音	通話録音	通話は自動的に音声ファイルとして記録用ストレージに録音できること。また、録音された音声ファイルは外部記録媒体（USBメモリ等）やネットワーク経由で保守用端末もしくは操作卓制御装置に取り出し・保存可能であること。
	通話停止	通話録音の停止・開始を選択できること。
	録音再生	簡易再生機能の他、メディア再生ソフトと連携した再生もできること。
保 守 機 能	ボタンメンテナンス	ボタンのキートップや登録ダイヤル、一斉グループをメンテナンスできること。
	画面清掃	タッチパネル機能を一時的に OFF とし、画面清掃ができること。
スピーカモニタ		通話内容をヘッドセットか外部スピーカに切替えられること。
アラーム表示機能		制御装置通信異常・卓周辺アプリ異常・マスタ卓異常などを表示すること。
音量調整		通話モニタ・受話音・着信音の音量を調整できること。

2.4.5 その他機能

広域電話操作卓用アプリケーションは、インストール、設定及び変更が容易に行えること。

2.5 二重化構成

メイン拠点における制御装置本体は次の各部で二重化構成とする。

- (1)制御部および記憶部
- (2)通話路スイッチ

(3)電源（二系統受電）

2.6 保守運用機能

下記の機能及び運用ができること。

2.6.1 障害検出時の処理

各装置及びプロセッサに具備された障害検出機能によって検出された障害が、システムの運転に影響を与える場合は、ただちに正常な交換処理を行うために系の再構成を自動的に可能とすること。また、その後警報表示及び印字出力を行うこと。

2.6.2 警報表示及び出力

電話制御装置本体は警報監視を行い、障害発生時にはその内容に応じて架上にランプ表示し、同時に外部出力すること。警報項目は重故障（MJ）／軽故障（MN）の二項目以上を表示、出力可能なこと。システム監視はOAシステムの障害監視機能を利用して、本システムからはSNMPトラップにより障害情報をOAシステムの監視サーバに通知するものとする。

2.6.3 系切替制御

装置等の系切替制御が可能なこと。

2.6.4 バックアップ・リストア

設定データのバックアップおよびリストアができること。

2.6.5 遠隔保守機能

遠隔保守のためのポート（LAN インタフェース）を有し、遠隔から保守コンソールを用いて設定、保守を行えること。

2.6.6 保守コンソール

(1)基本プラットフォーム

保守コンソールの基本プラットフォームとなるハードウェア及びオペレーティングシステム（以下「OS」）は次の通りとする。

- a. パソコン：LAN インタフェースを備え、外部記録媒体（USB メモリ等）での読み込みを可能とする。
- b. OS：日本語表示可能な Microsoft 社製 Windows とする。

(2)アプリケーションソフトウェア

画面上でコントロールの操作やコマンド入力を行うことにより下記内容の制御及び変更を可能とすること。

- a. システム稼働状態の表示
- b. 内線番号、クラス等の管理及び変更

- c. 局線の登録、解除
- d. 保守運用における回線閉塞などの制御
- e. LAN インタフェースを介しての遠隔保守機能

3. 工事における条件

別紙 1-1 「広域運用センター電話システム構成（例）」に記載の通り。

4. 添付資料

- ・別紙 1-1 「広域運用センター電話システム構成（例）」
- ・別紙 1_2 「広域運用センター電話システム IP ネットワーク全体構成（例）」
- ・別紙 1_3 「メインサーバ拠点回線収容表」
- ・別紙 1_4 「バックアップ拠点回線収容表」

以上

広域運用センター電話システム
除却工事に係る詳細仕様書

電力広域的運営推進機関

1.委託内容

① 除却物品の撤去

構築業務にて切替工事完了後、不要となった旧システムの構成物品を撤去する。撤去対象の物品は「3.除却物品」の通り。

② 産業廃棄物の処理

本工事にて発生する除却物品を産業廃棄物として法令に基づき適切に処理する。処理費用も含めて受託者の責任において対応すること。

2.委託期間

契約締結日から 2027 年 6 月 25 日まで

3.除却物品

除却物品は以下の通りとする。

品名	メイン拠点		バックアップ拠点		備考
	サーバ	運用	サーバ	運用	
電話制御装置本体	1 式		1 式		
無瞬断切替装置	1 台				
拠点間接続用 GW	2 台		2 台		
警報装置	1 台		1 台		
操作卓制御装置 (※)		1 式			
操作卓型電話端末 (※)		7 台			
IP 多機能電話機		7 台		6 台	
IP 電話機				20 台	
FAX		1 台		1 台	
FAX 用 GW		2 台		1 台	
PHS 用アンテナ	1 台				
PHS 端末	2 台				
Poe アダプタ	1 台				PHS アンテナ用
NW 用スイッチ	2 台	6 台	1 台	3 台	
保守用端末	1 台		1 台		
保守端末用プリンタ	1 台		1 台		
ケーブル類一式	1 式	1 式	1 式	1 式	バックアップ運用拠点の LAN ケーブルは撤去不要

(※) 電話制御装置本体、操作卓制御装置および操作卓型電話端末を廃棄する際は、当該記録媒体内に情報が残留しないよう、以下のいずれかの方法によりデータ消去を行うこと。

- ・記録媒体の物理的破壊

・または、複数回のデータ上書きによる消去
あわせて、工事完了報告書に以下の内容を報告書として添付すること。

- ・データ消去の完了日
- ・データ消去の実施場所
- ・実施したデータ消去方法
- ・消去対象機器の型番およびシリアルナンバー
- ・データ消去・破壊の前後写真

4.工事材料工具

本工事に必要な材料、工具は受注者負担とする。

5.受注者の提出すべき書類

受注者が提出する書類は以下の通りとし、紙（1部）および電子データの両方にて提出すること。

提出書類	提出期限	備考
打合せ議事録	打合せの都度1週間以内	
着手届	現場着手の2週間前	
工事完了報告書	検収日	写真付き
産業廃棄物処理報告書	処理完了後速やかに	
その他必要と認めるもの	協議の上決定	協議の上決定

※提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部情報システム室

6.添付資料

- ・別紙 2-1 「広域運用センター電話システム 除却設備」

広域運用センター電話システム
運用保守業務委託に係る詳細仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 委託実施内容

本システムの継続した安定利用に向けて、以下の対応を実施すること。

① 障害対応

障害が発生した際に、速やかに切り分けを実施の上、事象及びその原因特定、及び復旧作業を行うこととし、復旧に必要な保守部品費用は受託者負担とする。なお、障害対応においては、本機関と密に情報連携を行うこととする。

② 問い合わせ対応

本機関からの本システムに関する動作仕様や技術的な照会に関して、電話およびメール（Webによる受付も可）にて速やかに回答を行うこと。

③ 保守情報通知

使用機器・ソフトウェアに関して、以下のいずれかに該当する情報が判明した場合は、速やかに本機関へ通知すること。

- ・メーカーサポート終了（EOL）の予定
- ・使用中のソフトウェア/ファームウェアに対する脆弱性情報の公表

上記以外にも、システムの安定運用に必要と受託者が判断した情報については、必要に応じて随時通知を行うこと。

また、上記の通知に合わせて必要な対策案を提示すること。

2. 委託提供時間

受託者は契約期間中において、次の時間帯で運用保守業務を提供すること。

項目	提供内容	内容
①障害対応	電話受付相談（オンコール受付）	24時間365日対応
	製品故障時のオンサイト保守	平日9時～17時
②問い合わせ対応	動作仕様や技術的な照会に関する問合せ対応	平日9時～17時
③保守情報通知	システムの安定運用に必要な情報の通知	都度実施

※平日とは土日祝日、および年末年始(12/29～1/3)を除いた日とする。

3. 委託期間

本業務の実施期間は、2027年4月1日から2032年3月31日までの5年間とする。

ただし、契約は自動更新を前提とした1年ごとの年度契約（各年4月1日から翌年3月31日まで）とし、各年度の契約金額および契約条件については、原則として入札時に提示された金額および条件を適用するものとする。

なお、契約期間中にシステム構成の変更や仕様の変更等が生じた場合は、その内容に応じて、本

機関と受託者との間で協議の上、契約金額または条件を変更することができるものとする。
 また、6年目（2032年4月1日以降）の契約延長については、必要に応じて本機関と受託者との間で協議の上、別途定めるものとする。

4.対象物品

本調達における対象物品は以下の通りとする。

品名	メイン拠点		バックアップ拠点		備考
	サーバ	運用	サーバ	運用	
電話制御装置本体	1式				
			1式		
外線用トランク	1式		1式		
対向電話（共電式）トランク	1式		1式		
加入電話（内線延長）トランク	1式		1式		
操作卓制御装置		1式			
操作卓型電話端末		7台			
IP多機能電話機		7台		6台	
IP電話機				20台	
FAX		1台		1台	
PHS用アンテナ	1台				
PHS端末	3台				
NW用スイッチ	1式		1式		
保守用端末	1台		1台		

5.受注者の提出すべき書類

受注者が提出する書類は以下の通りとし、紙（1部）および電子データの両方にて提出すること。

提出書類	提出期限	備考
対応体制・連絡体制一覧	契約締結時	
障害対応報告書	障害発生時／対応後速やかに	
保守情報通知書	情報入手後速やかに	EOL・脆弱性等

※提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部情報システム室

再委託承認申請書

年 月 日

電力広域的運営推進機関

情報管理責任者 殿

(受託者) 住 所

会 社 名

代表者名

印

年 月 日付で締結した契約「 」に関して、受託した業務の一部を下記のとおり再委託したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機関に対する一切の行為について最終責任は当社が負うことといたします。また、貴機関による再委託先に対する直接の实地監査の実施要請があった場合には、業務委託契約書の（再委託）及び（報告、監査・監督）の条項の規定に基づき再委託先もその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。なお、申請内容に異動・変更が生じた場合は、速やかに再申請いたします。

再委託先（次委託先） 住所： 会社名： 代表者名：
再委託する業務内容・範囲（別紙によることも可）
再委託する理由・必要性（別紙によることも可）
再委託期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
再委託に関する契約書の有無（有の場合写しを添付、無の場合その理由） <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無（ ）

電力広域的運営推進機関

広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託

御社名

適合証明書

④

区分	入札説明書 記載箇所	機能	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入 札 資 格	2(1)	令和07・08・09年度の競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「C」以上の等級に格付けされていること。		
	2(2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2(3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2(4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2(5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2(6)	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。		
	2(7)	自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。 (注1)取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 (注2)暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2(8)	破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。		
	2(9)	本調達と同等以上の規模を有し、かつ同種のシステムの導入及び運用実績があること。		

※1 適合については、“○(要件を満たしている)”, “△(条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす)”, “×(要件を満たしていない)”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

「広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託」に関する質問等

電力広域的運営推進機関

No.	質問日	質問者 (会社名、所属、役職、氏名)	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質問
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

機密保持に関する誓約書

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力 殿

年 月 日

会社名

住所

氏名

印

当社は、「広域運用センター電話システムに係る構築・除却工事および運用保守業務委託」の入札（以下、「本入札」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本誓約における機密情報とは、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）が開示する次の情報とする。
 - ・別紙1-1「広域運用センター電話システム構成（例）」
 - ・別紙1_2「広域運用センター電話システム IPネットワーク全体構成（例）」
 - ・別紙1_3「メインサーバ拠点回線収容表」
 - ・別紙1_4「バックアップ拠点回線収容表」
 - ・別紙2-1「広域運用センター電話システム 除却設備」
2. 当社は、広域機関から開示された機密情報を本入札の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
3. 当社は、広域機関から開示された機密情報を本入札のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
4. 当社は、広域機関から開示された機密情報を第三者に開示または漏えいしないものとする。
5. 当社は、本入札に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる場合には、広域機関の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。
6. 当社は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
7. 当社は、本入札に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に本誓約の内容を遵守させるものとする。
8. 当社又は5. で定める第三者が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は漏えい等の事故により広域機関に損害を与えた場合には、当社は、広域機関が被った損害の賠償をするものとする。
9. 当社又は5. で定める第三者は、本入札が終了した時点で開示された情報を削除し、削除した旨を広域機関へメールにて通知するものとする。